

市有財産一般競争入札の流れ

※ 申込みをする場合は、事前に現地を必ず確認して下さい。

1. 入札参加申込み受付

- (1) 受付期日 令和7年4月14日（月）から4月28日（月）まで
（土曜日及び日曜日を除く）
- (2) 受付場所 総務部財産管理課（清須市役所南館1階）
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時
（正午から午後1時までを除く）
- (4) 提出書類 「一般競争入札参加申込書」…記載例1参照
〔個人が申し込む場合〕
○ 住民票の写し及び身分証明書の写し
〔法人が申し込む場合〕
○ 法人の登記事項証明書

2. 現地説明会

物件の現地説明会は行いませんので、入札案内書をもとに、事前に入札物件をご自身で確認し、現況及び諸規制を熟知されたうえで入札に参加して下さい。

3. 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加しようとする方は、申込受付時に市が発行する納付書により、入札書記載金額の100分の5以上の金額の入札保証金を入札前日(5/8(木))までに納付してください。
- (2) 納付した金融機関の領収印が押された「納付通知書兼領収書」は「入札保証金振込証明書」の所定の位置にのり付けしてください。…記載例2参照
- (3) 落札者の入札保証金については、売買代金へ充当します。
落札者以外の方は、入札終了後、「入札保証金提出書」に指定された口座へ返還します。…記載例3参照（※入札保証金の受入期間については利息を付しません。）

4. 入札

- (1) 日 時 令和7年5月9日（金） 午前10時
- (2) 場 所 清須市役所 北館2階第3会議室
- (3) 提出書類 「入札書」…記載例4参照して作成し、封筒記載及び封印例により封印してください。
「入札保証金振込証明書」…記載例2参照
「入札保証金提出書」…記載例3参照
「委任状」…記載例5参照（※代理人による入札を希望する場合。）
「印鑑証明書」…「委任状」を提出する場合は添付が必要です。

5. 落札

入札締切り後、入札者の前で開札し、有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が市の定める最低売払価格(4000万円)以上で、かつ、最も高い金額をもって入札した方を落札者に決定します。

6. 契約

落札された方は、落札決定の通知を受けた日から令和7年5月15日(木)までに契約を締結していただきます。契約締結時に市が発行する納付書により、落札金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付してください。

この期限までに契約されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は清須市に帰属することになりますのでご注意ください。

また、契約締結の際、契約保証金として入札保証金を全額充当します。(※契約保証金の受入期間については利息を付しません。)

7. 売買代金の納付

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。市が発行する納付書により、市の指定する期日(契約締結日からおおむね30日以内)までに納付していただきます。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は清須市に帰属することになりますので注意ください。

8. 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、清須市が管轄法務局に対して行います。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税などその他契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。(ただし、仲介手数料は必要ありません。)

9. 問い合わせ先

清須市総務部財産管理課財産管理係
住所 清須市須ヶ口1238番地
電話 052-400-2911 (代)